



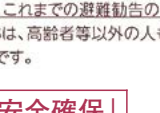


## 警戒レベルを覚えて適切に避難！ 避難情報に関するガイドライン

令和3年5月20日、「避難勧告等に関するガイドライン」から「避難情報に関するガイドライン」に改訂が行われました。

令和元年台風第19号が10月に発生していたことから、まだまだ台風への警戒をしておきたい時期です。適切なタイミングで避難できるよう、警戒レベルについての知識を覚えておきましょう。

### 【警戒レベル 一覧表】

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫  きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b> ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~		
4	 災害の おそれ高い  ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり  ころれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化  大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ  早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

#### 警戒レベル5「緊急安全確保」

すでに災害が発生・切迫している状況です。避難が遅れた場合は、直ちに身の安全を確保し命を守る行動をとってください。警戒レベル5「緊急安全確保」の発令を待ってはいけません！

#### 警戒レベル4「避難指示」

「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されました。「避難指示」が発令された場合は、危険な場所から全員避難してください。



#### 警戒レベル3「高齢者等避難」

高齢者や障がいのある方など、避難に時間がかかると思われる方は避難を開始してください。それ以外の方は、避難の準備をしましょう。